

令和3年度第2回林野庁入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所		令和3年9月22日(金曜日)林野庁林政部会議室			
委員		前原 一彦(公認会計士) 長谷部 修(弁護士) 近田 直裕(公認会計士、税理士)			
審議対象期間		令和3年4月1日～令和3年6月30日			
審議対象案件		101件	うち、1者応札案件 30件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件		
抽出案件		6件 (抽出率 6%)	うち、1者応札案件 3件 (抽出率 10%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件 (抽出率 1%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件	
		指名競争	公募型指名競争	1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
			工事希望型競争	1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
			その他の指名競争	1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
			随意契約	1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
		業務	一般競争	1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
	指名競争		公募型競争	1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
			簡易公募型競争	1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
			その他の指名競争	1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
			随意契約	公募型プロポーザル	1件
	簡易公募型プロポーザル			1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
	標準型プロポーザル			1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
	その他の随意契約			1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
	物品・役務等		一般競争	4件	うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
			指名競争	1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
			随意契約(企画競争・公募)	2件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
			随意契約(その他)	1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件
	(特記事項)		・抽出の4件については、落札率の高かった契約等を抽出した。		
	委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答等	
			(詳細に記述すること。) (別紙のとおり)	(詳細に記述すること。) (別紙のとおり)	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		該当なし			
[これらに対し部局長が講じた措置]		□ □			

事務局: 林野庁林政部林政課会計経理第1班
(注)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

	意見・質問	回 答
<p>委員からの意見 ・質問、それに対する回答等</p>	<p>抽出契約について 〔抽出番号1：令和3年度コンテナ苗生産技術等標準化に向けた調査委託事業〕</p> <p>・コンテナ苗のコンテナを作ったのは今回の事業者ですか。</p> <p>・一般的なものであれば、1者ではなく、もう少し応募があってもよさそうですが。</p> <p>・直接経費に賃金と謝金がありますが、直接人件費との違いは何でしょうか。</p> <p>・この事業は3年間のうち3年目ということですが、1年目は複数の応募があったのでしょうか。</p> <p>・2年前に今の事業者と契約されましたが、現状での評価で結構ですが、どのあたりが評価できるかありますか。</p> <p>〔抽出番号2：令和3年度資格試験（林業普及指導員）運營業務〕</p> <p>・5者入札して一番高い者と比べて落札者は約半分ですが、この価格差が出た理由はわかりますか。</p>	<p>・平成19年の林野庁の事業で別の事業者が作ったものです。</p> <p>・この事業は3年間の事業になっており、1年目に3年間の計画を立てて始めています。もちろん2年目3年目からも参入できるように仕様書等を作成していますが、やはり途中から入るのには抵抗感があるのではないかと想像しています。</p> <p>・直接人件費は受託事業者内の人件費です。謝金は検討員会の委員に対するもので、賃金は正規職員ではなくアルバイト職員に対するものです。</p> <p>・1年目は企画競争で実施しましたが、1者でした。</p> <p>・専門家の方の人選がしっかりとしている。また、種苗生産組合など生産者との話し合いもしっかりできていると思っています。</p> <p>・会場借り上げ料に差があったと思っています。</p>

・試験そのものは問題なくできましたか。

・試験問題は外部の先生に作成を依頼するというのですが、その報酬は別途ですか。また、口述試験の面接する者の日当も別でしょうか。

・昨年からの繰越分が160人くらいいるということですが、その人数がプラスされても混乱せずにできそうですか。

〔抽出番号3：令和3年度治山技術等推進調査(リモートセンシングを活用した山地災害の復旧手法の検討調査)〕

・今回の事業者は林野庁OBがいる事業者だと思いますが、他に対応できる者はなかったのでしょうか。

・間接経費が直接経費を上回っています。通常間接経費は直接経費の30~40%くらいだと思いますが、なぜこんなに間接経費が多いのかは検討されましたか

・直接経費で旅費、宿泊費という項目がありますが、今コロナでリモートで会議を行うことを検討してはいない

・はい。問題なく実施していただいています。

・はい。この委託事業とは別に林野庁が管理執行しています。この事業はあくまで試験を運営するだけの業務です。

・昨年より手間はかかっていると思いますが、粛々と進めていただいています。

・今回参考見積りを3者に依頼しましたが、提出があったのが、今回受託した1者のみで、入札参加もこの者だけでしたので、この業務に対応できるのはこの1者だけだったと考えております。

・間接経費積算要領に基づき算出したもので、事業費の積算の際にも同様な計算式に基づいて算出しています。

管理技術者や担当技術者、照査技術者の役員報酬が間接経費の一般管理費に含まれておりますので、いわゆる利益の部分以外にもこういった方々の人件費が計上されております。

・打ち合わせ自体は基本的にリモート中心でやっています。ここでの旅費は、現地の状況を把握するため、

のですか。

・リモートセンシングを活用した検討調査というものは毎年行っているものでしょうか。

・今回はリモートなのでこの事業者だけになってしまったという側面もあるのでしょうか。

〔抽出番号4：令和3年度林業イノベーションハブ構築事業〕

・契約金額が一緒でしたが、総合評価で差が出たということですね。

・2者に再委託をしているようですが、受託事業者と再委託事業者の棲み分けはありますか。

・林業イノベーションハブセンターというのを設置するのが最終目的で

山地災害が発生した崩壊地に実際に足を運ぶ必要がありますのでそういった作業にかかる旅費になっています。

・いえ、今年度新しく取り組んでいるものになります。継続的に5年も6年もやるような調査ではなく、今年度来年度で区切りをつける調査となります。

・入札に参加しなかった業者にアンケートを実施したところ、リモートの調査以外にも現地調査や復旧計画の策定など業務内容が多岐にわたっているという理由で入札を見送ったという回答がありました。

復旧計画を立てるにあたってリモートだけではなくて現地の状況も確認する必要がありますので、どうしても事業の性質上これらの調査を切り離して実施することはできないと考えているところです。

・そうですね、提案書の内容から見て、落札事業者の方が優れていたということです。

・受託事業者が事務局として総合的に企画や業務遂行の管理等の全体的な取りまとめを行っています。再委託事業者は受託事業者単独では知見が足りないところ等を補う形で事業に参画しています。

・森ハブは既に設置していて、技術探索や専門委員会の設定もその中

ようか。

・そうすると長期的な事業になると思いますが、毎年入札をして契約することになるのでしょうか。今回の事業者しかできないのではないのでしょうか。

・今回入札に参加した2者で、決める段階でこの2者で何が一番違ったかを教えてください。

〔抽出番号5：令和3年度森林作業システム高度技能者育成事業〕

・この事業は同じ事業者がずっと実施していますが、他にできるような事業者は無いのでしょうか。

・この事業は指導者の育成という意味では半永久的に続く事業でしょうか。

・そうするとこの事業が続く限りこの

でやっています。今年度は異分野の技術探索をしながら調査分析の結果も専門委員会で見てもらい方向性を決めて行く予定です。将来的には異分野と林業分野のネットワークを構築するためのハブ機能を担っていくようなものにしたいという希望があります。

・2025年度を目途にやっており、毎年度入札していくこととなります。来年度以降に事業者が変わってもきちんと成果は引き継いでいきたいと考えています。

・今回の事業は内容が盛りだくさんでしたが、契約した事業者はどのように事業を進めていくかをとても分かりやすく説明されていました。もう1者も提案書自体はしっかりと作られていましたが、仕様書に書いてあることをそのまま忠実にするという感じでした。

・架線集材等は高い専門性が必要でして、全国の各ブロックで実施していますが、各地の事業者とのネットワークがないと講師を頼むこともできないので、難しい部分があるのかも知れません。

・そうですね。技術技能を持った人を育成するのは非常に重要なことですので予算が続く限りは続けていきたいと考えています。

・もちろんそうです。

事業者が独占するということでしょうか。同じような事業者が出てくれば他の事業者に切り替えることもありますよということでしょうか。

・この研修は集まってやるのでしょうか。それとも今はリモートでやるのでしょうか。

〔抽出番号6：令和3年度「クリーンウッド」普及促進事業のうち違法伐採関連情報の提供〕

・再委託費で550万円計上されていますが、どこへ再委託しているのでしょうか。

・違法な伐採が地球規模であるのであれば、クリーンウッド法の前提となる条約みたいなものはありますか。

・調査する以前に法令が変わったりすると国家間で情報を提供するようなシステムはないのでしょうか。

・現場で実際に機械を扱った研修になりますので、基本は集合です。全国の事業者の単位とか小さい単位で5、6人とかの規模でやります。昨年は新型コロナウイルスの関係で時期をずらす対応もありました。

・主にホームページ更新の技術的な作業を行う企業と、海外の現地調査を手伝ってもらうためのインドネシア及びマレーシアの企業・団体2者です。

・違法伐採に関する国内法を制定するという趣旨の条約はありません。違法伐採対策の一環として、我が国を含む各国が独自に法律を制定しています。

・国際会議等で情報共有をする場はありますが、国内の事業者にとって必ずしも使いやすい内容とは限りません。

運用実態など、各事業者が自分たちで情報を収集しなければいけないところを、それでは手間が多くなってしまっているので国の方で情報をまとめて提供して、事業者が合法性確認をしやすいようにしているというものです

。

<p>・どういふ場合が違法な伐採というこ とになるのでしょうか。</p> <p>・もう1法人に比べて何が提案として 優れていたのか教えてください。</p> <p>その他 ・委員会としての意見はなし。</p>	<p>・基本的には各国の法令に違反して 行われる伐採のことですが、国際的 に合意された定義はありません。ク リーンウッド法では、生産国の法律 に適合して生産された木材等の利 用を促進しています。</p> <p>・特に提案として優れていたのが、 「登録木材関連事業者」のデータベ ース」についてホームページに掲載 済みの情報をより分かりやすく整 理して利用者が見やすくなるよう にするという提案がございました。 一覧表をソートをかけやすい形 にする等、具体的な提案をしていた ので、より質が高いのではないかと 考えたところです。</p>